

景気対策なるか!? キャッシュレス決済でのポイント還元

この10月に消費税率10%への変更は「確実に実施する」と、昨年12月の税制改正大綱にて発表されました。また、増税後の消費の落ち込みを避けるため、政府や地方自治体からは、たくさんの対策案が浮上しています。今月は、この中でも恩恵を受ける可能性が高い『**キャッシュレス決済のポイント還元策**』の概要を解説します。※日々内容の更新がされています。したがって、現段階での情報になります。

<キャッシュレス決済のポイント還元策>



この10月からの消費税率の引上げ後において、消費の底上げ・下支えを目的としつつ、特に**中小の小売店・飲食店のキャッシュレス決済を促す**対策を兼ねて、政府は、『**クレジットカード決済等における、一定率(5%又は2%)の還元策**』を打ちました。

還元策の構造は、上図の通りです。したがって、財源は予算から拠出されます。現段階では4,000億円と試算されていますが、限度額を設けないとしているため、膨れ上がる可能性も指摘されています。

【対象取引】

①**クレジットカード** ②**電子マネー** ③**コード決済**(QRコード、バーコード決済等)

【対象者】

対象取引を行う**個人及び法人**

消費税を免除されている事業者においても還元の恩恵を受けることができるため、**益税の懸念**がある。

【対象期間】

・**2019年10月～2020年6月**(9ヶ月間)

東京オリンピック前に、景気を下支えしておきたいという思惑

【還元率】

・**中小小売、飲食店…5%**

・コンビニ、外食、ガソリンスタンド等の**大手のFCチェーン…2%**

【除外品目(例)】

・商品券、印紙、切手、プリペイドカード…換金性が高いため

・住宅、車…別途政策による支援を予定しているため

・病院、介護…消費税が非課税のため。よって、**美容整形等の消費税課税の場合は、還元対象。**

・学校…消費税が非課税のため。よって、**塾・予備校等の消費税課税の場合は、還元対象。**

※次号では、クレジットカード決済で注意してほしい**税務手続き**について、解説します。